内部公益通報に基づく調査結果及び是正措置等について

1 通報の概要(通報年月日:令和5年7月11日)

福祉部生活援護第三課において、生活保護事務を担当する区職員(ケースワーカー)が、 生活保護費の支給額の前提となる、受給者の収入額(給与明細等)の確認を適切に行って おらず、3年以上にわたって、推定による収入認定処理のまま放置していた。

また、生活保護廃止決定に当たって、正確な収入に基づく要否判定を行わなかった。さらに、事案の判明後も課として必要な対応を行わなかった。

2 調査結果

公益通報委員会による調査の結果、大要、次の事実が認められました。

(1) 調査結果

生活保護法違反等の事実があると認める。

- (2) 違反等の事実
 - ① 3年以上にわたり、正確な収入額による収入認定を行わず、推定収入認定の状態で放置しており、法第25条及び26条違反の事実が認められる。
 - ② 生活保護の廃止に当たって、当月分の正確な資料に基づく要否判定を行わずに廃止決定を行っており、法第26条に違反する。
 - ③ 上記の不適切な処理について、課長及び係長において事案を把握したにもかかわらず、過支給額等の事実調査、返金処理等の必要な対応を速やかに行わなかった。

3 今後の対応(概要)

区では、下記(1)の是正措置を行いました。今後、下記(2)①~⑤の方針に基づき、再発防止策を講じて参ります。なお、本件については、本事案と同じく福祉部生活援護第三課において令和5年3月27日に判明した生活保護業務不適切事案に係る検証等を行っている江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会にも内容を報告いたします。今後、同委員会から指摘事項を受けた場合には、内容を検討のうえ、下記方針と合わせて再発防止策に反映し対応して参ります。

(1) 是正措置について

正確な収入認定が行われていなかった期間について、収入調査を行い、判明した未申告給与にかかる過支給額について、令和5年11月24日付で、生活保護法第63条に基づき返還決定を行った。

- (2) 再発防止策について
 - ① ケースワーカー変更時等に、受給者情報の引継ぎを確実に行うとともに、各ケースワーカーの担当世帯を係で確認すること。
 - ② 査察指導員(係長)において、定期的に受給者に係る情報を確認し、ケースワーカーに状況を確認する等、進捗確認を適切に行うこと。
 - ③ 生活保護廃止決定に当たっては、ケースワーカー及び査察指導員(係長)が挙証資

料をもとに課長に廃止理由等を説明すること。また、課長は根拠資料を確認し、要否判定に誤りがないことを十分確認した上で決裁を行うこと。

- ④ ケースワーカーは、生活保護法に基づく適切な事務処理を行うこと、未処理を確認した場合には、速やかに査察指導員に報告し必要な処理をすべきこと、査察指導員はそれについて指導・監督すべきことを改めて周知徹底することとし、ケースワーカーが一人で抱え込まないよう、打ち合わせの場の設定等、課全体で解決する関係性を構築すること。
- ⑤ 事案の判明後、生活援護課係の増設や査察指導員の新たな配置など、人員体制の整備に取り組んで来たが、今後、ケースワーカー及び査察指導員が適切に事務処理を行えるよう、人材育成体制を構築すること。合同研修及びメンター制度などによる人材育成体制を構築するほか、特に査察指導員については、その役割を認識し、本来の指導・管理機能を果たせるよう、研修への積極的な参加等により専門性を高めること。